

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人藍野大学
②設置大学名称	藍野大学
③担当部署	法人事務局 総務センター
④問合せ先	info@aino.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025年9月12日
⑥点検結果の公表日	2025年9月30日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://aino.ac.jp/attachment/
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

本点検結果報告書の対象は藍野大学であるが、当法人には藍野大学のほか、高等教育機関として、「びわこリハビリテーション専門職大学」、「藍野大学短期大学部」を設置しており、藍野大学と同様に本ガバナンス・コードを遵守している。

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念については、大学ウェブサイト及び大学案内等を通じて、学生のみならず社会に広く明示しています。教育目的については、本学ウェブサイト及び学則等で明示しています。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	大学の教育理念及び教育目標に基づき、学部・学科ごとの学位授与方針（DP）を定めています。教育課程の編成・実施方針（CP）については、DP を踏まえて学科ごとに定めています。学生の受け入れ方針については、教育理念及び教育目標に基づき、DP 及び CP と関連性を明確にし、連関を担保したものを定めています。なお、これら 3つのポリシーは、内部質保証システムの中で定期的に自己点検・評価し、必要に応じて改善・向上に取り組んでいます。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	組織規程に則り、学長をはじめとする役職者ごとに権限と役割を明文化しています。例えば学長は、包括的な最終責任者として、「校務をつかさどり、所属教職員を総理する。」と定めています。教学組織においては、全学内部質保証推進組織を、学長を議長とする運営会議と定め、「内部質保証・教学マネジメント推進体制」を構築し、各委員会に権限と役割を規程上に明記することで教学組織の権限と役割の明確化を図っています。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	本学においては、各種委員会を教育職員及び事務職員により構成し、規程上において明文化することで対等な立場で協働できる体制をとっています。その他、各プロジェクトにおいても教育職員と事務職員が参画し、取り組みを行っています。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上に係る FD・SD は、事業計画書に基本方針及び計画を策定し、FD・SD 推進部会を中心に展開しています。その結果は、アンケート結果等を集約し、自己点検・評価のうえ、事業報告書により明示しています。

原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 - 2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学校法人や各設置校における SWOT 分析による内外の環境を把握し、中期計画（2020 年度～2025 年度）を策定し、実行しています。
実施項目 1 - 2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画は、事業報告書にて計画の進捗状況及び次年度以降の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行っています。

原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神並びに教育理念に基づく人材育成とともに、社会の要請に応えるため、多様な社会人の受け入れやリスキリングの機会を設けています。
実施項目 2 - 1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	大学の所在地である茨木市と包括連携協定及び福祉避難所協定を締結して自治体との連携に取り組んでいます。また、産業界との連携には、企業や近隣病院との包括連携協定を締結し、連携に取り組んでいます。市民公開講座や地域貢献セミナーを定期的に開催する他、学科単位や個人単位による講師派遣などにより教育研究成果を社会に還元しています。

原則 2 - 2 多様性への対応

実施項目 2 - 2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	学生委員会を中心に多様な背景を持つ学生の対応を行っています。また、「学生における多様性に関する基本理念と対応ガイドライン」を策定し、体制の充実を図っています。
実施項目 2 - 2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現に向け、現在、役員に 1 名（監事）の女性を登用しています。

原則 3 - 1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3 - 1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」に基づき、理事の責務を踏まえた適切な人材を確保するため、理事選任機関を設置している。また、「寄附行為」及び「理事選任機関運営規程」により、人材確保の方針と選任過程の透明性を確保しています。

実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	「寄附行為」、「理事会運営規程」、「理事の職務権限規程」において、理事会の役割及び理事の責務を明確にしています。また、「寄附行為」において評議員会との建設的な協議と相互牽制体制を明確にし、運営の透明性を確保しています。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	全ての理事に対して、学校法人を適正に運営するにあたり必要とされる知見を蓄えるための情報提供・研修機会を提供すると共に、内容の充実にも努めています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性確保を重視し、「寄附行為」において、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	三様監査の実施により、監事、会計監査人及び内部監査部門との密接な連携体制を構築し、監査体制を強化しています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、文部科学省主催の監事研修会をはじめ、監査業務を支援するための情報提供や研修機会を確保しています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」において、評議員の選任方法や属性・構成割合を明確にし、選任過程における透明性を確保しています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「寄附行為」及び「評議員会運営規程」において、評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にしています。また、「寄附行為」において、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を明確にし、運営の透明性を確保しています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・	学校法人の適正な運営に必要とされる知見を構築できるよ

研修機会の充実	うに、全ての評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。
---------	--------------------------------------

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「事業継続計画（BCP）」並びに「リスク管理規程」等を定め、リスクを管理する体制を整備しています。
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反またはそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備しています。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学及び法人ウェブサイトの情報公開ページにて、広く社会からの理解・信頼を得られるよう、教育研究活動に係る情報や、経営に係る情報を積極的かつ継続的に公開しています。
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めます。

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	